

第十九号様式（第九十九条関係）（A 4）（平15国交令116・追加、令2 国交令98・一部改正）

裁 決 申 請 書

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第205条第1項第3号、第8号、第16号又は第17号の価額について同法第216条第3項の規定により同条第2項の意見書を採択しない旨の通知を受けたので、同法第218条第1項の規定に基づき、下記により裁決を申請します。

記

- 1 施行者の名称及び事務所の所在地
- 2 防災街区整備事業の名称
- 3 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第205条第1項の権利変換計画において定められた同項第3号、第8号、第16号又は第17号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利及びその価額
- 4 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第205条第1項の権利変換計画において定められた同項第3号、第8号、第16号又は第17号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額の見積り及びその内訳
- 5 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第216条第2項の規定により提出した意見書の内容及び同条第3項の規定により施行者のした通知の内容

年 月 日

裁決申請者 住所
氏名

収用委員会 御中

備考

- 1 裁決申請者が2人以上の場合は、連名で申請することができる。
- 2 「価額の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 法人の場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。